

毎週 月・水・金曜日発行



# 熊本県公報

## 目 次

条 例  
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

条 例  
規則  
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

規則  
熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則  
(健康福祉政策課)

## 条 例

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
をここに公布する。

平成十四年三月六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第一号

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
を次のように制定することとする。

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第一条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十六年熊本県条例第二号)の

一部を次のように改正する。

別表第四八医療職給料表(三)の備考中「~~和~~諭、~~勲~~諭」を「~~和~~諭、~~勲~~諭」に改め  
る。

(熊本県准看護婦試験委員条例の一部改正)

第二条 熊本県准看護婦試験委員条例(昭和二十七年熊本県条例第四十四号)の一部を次  
のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県准看護婦試験委員条例

第一条中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「熊本県准看護  
婦試験委員」を「熊本県准看護婦試験委員」に改める。

第二条第三項第三号中「看護婦」を「看護師」に改める。

(熊本県職員の特務勤務手当に関する条例の一部改正)

第三条 熊本県職員の特務勤務手当に関する条例(昭和三十一年熊本県条例第三十五号)  
の一部を次のように改正する。

第二十五条中「看護婦若しくは准看護婦又は人事委員会がこれらに準ずると認める職  
員」を「看護師又は准看護師」に改める。

(熊本県看護婦等修学資金貸与条例の一部改正)

第四条 熊本県看護婦等修学資金貸与条例(昭和三十七年熊本県条例第三十三号)の一部  
を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県看護婦等修学資金貸与条例

第一条中「保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦」を「保健師、助産師、看護師又は  
准看護師」に、「保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦」を「保健師、助産師、看護師  
及び准看護師」に改める。

第二条中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改める。

第七条中「保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦」を「保健師、助産師、看護師又は  
准看護師」に、「保健婦」を「保健師」に、「助産婦」を「助産師」に改める。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

第五条 熊本県収入証紙条例(昭和三十九年熊本県条例第二十四号)の一部を次のように  
改正する。

別表第一手数料の項第八十九号及び第九十号中「准看護婦又は准看護士」を「准看護  
師」に改め、同項第九十一号中「准看護婦試験合格証明書又は准看護士試験合格証明書」  
を「准看護師試験合格証明書」に改め、同項第九十二号及び第九十三号中「准看護婦免  
許証又は准看護士免許証」を「准看護師免許証」に改める。

(熊本県立保健学院条例の一部改正)

第六条 熊本県立保健学院条例(昭和四十六年熊本県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保健婦」を「保健師」に改める。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第七条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年熊本県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表三の項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に改める。

(熊本県手数料条例の一部改正)

第八条 熊本県手数料条例(平成十二年熊本県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九十四号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦の免許又は同法第六十条第一項において準用する同法第八条の規定に基づく准看護士の免許」を「准看護師の免許」に、「准看護婦又は准看護士」を「准看護師」に改め、同項第九十五号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦試験又は同法第六十条第一項において準用する同法第十八条の規定に基づく准看護士試験」を「准看護師試験」に、「准看護婦又は准看護士」を「准看護師」に改め、同項第九十六号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦試験合格証明書又は同法第六十条第一項において準用する同法第十八条及び同法第二十八条の規定に基づく准看護士試験合格証明書」を「准看護師試験合格証明書」に、「准看護婦試験合格証明書又は准看護士試験合格証明書」を「准看護師試験合格証明書」に改め、同項第九十七号中「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に、「准看護婦免許証又は准看護士免許証」を「准看護師免許証」に改め、同項第九十八号中「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に、「准看護婦免許証又は准看護士免許証」を「准看護師免許証」に改め、同項第九十九号中「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令附則第二項において準用する同令」に改め、同項第百号から第百三号までの規定中「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に改める。

この条例は、公布の日から施行し、平成十四年三月一日から適用する。

附 則

規 則

熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月六日

熊本県規則第六号

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則(平成七年熊本県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改める。

第三条第五号中「タクシー業務適正化臨時措置法」を「タクシー業務適正化特別措置法」に改める。

第十二条第四号及び第五号を次のように改める。

四 緑資源公園

五 都市基盤整備公園

第十二条第十四号を次のように改める。

十四 中小企業総合事業団

附 則

この規則は、公布の日から施行する。